

東久留米市耐震改修促進計画の計画期間の延伸について

1 計画の延伸について

令和4年2月に改定した「東久留米市耐震改修促進計画」（以下、「市計画」）の計画期間は令和8年3月までとしています。

これら計画の改定については、東京都の「東京都耐震改修促進計画」（以下、「都計画」）の改定に併せて見直すこととしています。現在、東京都が都計画の改定作業を令和7年度末までに進めている状況であり、これに合わせる形で市計画は令和8年度以降に改定を行う予定です。

このため、都計画の改定内容を反映するとともに、計画期間に切れ目が生じないようにするため、期間を令和8年3月までから令和9年3月まで1年延伸することとします。併せて、令和8年度中に改定を行うものとします。

2 市計画の目標値および目標年次の取り扱いについて

対象建築物の種別毎の耐震化の目標については、令和7年度までの目標値を据え置くこととし、目標年次を令和9年3月まで1年間延伸します。